

与那原町景観計画 P.38 にある項目「建築物・工作物の色彩」の行為の制限中の文言に誤りがありましたので、以下訂正いたします。

**【誤】**

- ①アクセント色として着色される部分  
(各壁面及び屋根面の垂直投影面積又は水平投影面積の **10%未満**  
**ただし、一般住宅において 5%未満**)



**【正】**

- ①アクセント色として着色される部分  
(各壁面及び屋根面の垂直投影面積又は水平投影面積の **5分の1まで**)